

議 第 3 号

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と
社会経済活動の両立に関する意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣 あ て
厚 生 労 働 大 臣
経 済 産 業 大 臣
国 土 交 通 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

新型コロナウイルス感染症については、未だ事態の終息の目途は立っておらず、国民生活や地域経済に甚大な影響を及ぼしている。

このような中、政府は、8月末に「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」を決定し、検査体制の抜本的な拡充やワクチンの確保等により、感染拡大の防止と社会経済活動の両立に道筋をつけることとした。

しかしながら、全国各地で感染者や死亡者の報告が続き、今後更に季節性インフルエンザとの同時流行も想定されることから、より一層のきめ細やかな対応が不可欠となる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動を両立し、国民の生命と暮らしを守るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 医療、介護、保育等の現場で社会を支える人々へのPCR検査等の拡充を含め、検査体制の強化を図ること。
- 2 深刻な経営悪化に直面している医療機関や地域公共交通事業者に対し、事業継続のための更なる経営支援策を講じること。また、景気悪化の影響を受ける求職者に対し、雇用保険の基本手当に係る支援の拡充を行うこと。
- 3 冬季の観光産業を支えるため、切れ目のない観光振興対策を展開するとともに、旅行者等に対する感染症対策の徹底を図ること。
- 4 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の支給対象外である保育士、放課後児童支援員、児童養護施設職員等に慰労金を支給すること。
- 5 不足が見込まれる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額するとともに、雇用調整助成金、家賃支援給付金及び持続化給付金について、事業者等の支援継続や支給要件の緩和による対象者の拡大を図ること。